

ID: 391

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	行為の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例 第3条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第188号		
【根拠条文】 (禁止行為) 第3条 ハマオモト群落指定地域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1) ハマオモト又はその種子を持ち出すこと。 (2) 指定地域外のハマオモト又はその種子を持ち込むこと。 (3) 物品の販売、貸与又は配布を行う施設を設置すること。 (4) 広告又は宣伝を行う施設を設置すること。 (5) その他市長がハマオモトの保護又は管理上支障があると認める行為をすること。 【基準】 根拠条文及び長門市天然記念物ハマオモト群落保護管理条例施行規則第2条の規定による。 (許可の基準) 第2条 条例第3条ただし書に規定する許可は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。 (1) 保護、増殖を目的とする調査研究のためにハマオモト又はその種子を持ち出すこと。 (2) 学校教育又は生涯教育の教材として使用するためにハマオモト又はその種子を持ち出すこと。 (3) ハマオモトの保護、増殖又は管理を目的とする工作物の設置 (4) ハマオモトの保護、増殖又は管理上支障とならない行為 (5) ハマオモトが生育できない場所であって、ハマオモトの保護、増殖又は管理上支障とならない場所に物品の販売、貸与、配布又は広告、宣伝を行う施設を設置すること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日